嬉野市議会 議長 田中 政司 様

> 嬉野市庁舎検討特別委員会 委員長 辻 浩一

嬉野市庁舎検討特別委員会報告書

令和3年9月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会 議規則第107条の規定により報告する。

付託事件名 「嬉野市庁舎のあり方に関する調査研究」

調查理由

嬉野市は平成18年1月に旧塩田町と旧嬉野町が合併し嬉野市となった。合併後、塩田庁舎・嬉野庁舎の2庁舎体制で自治体業務を行ってきたが、嬉野庁舎が築50年を超えて老朽化が進んできた。

そういう状況の中、阪神淡路大震災や東日本大震災の発生等により国の耐震 強度の見直しが行われた。それに伴い新基準前に建設された、市内各公共施設 含め嬉野庁舎の耐震調査が行われ、嬉野庁舎は耐震要件を満たしていないとな った。そこで、市民や職員に対して早期の安全確保が重要なことから耐震補強 についての検討もなされたが、補強を行った場合、事務所としての機能が大き く損なわれることが指摘された。また老朽化による雨漏りやユニバーサルデザ インの観点からの課題もあり、建て替えの方針が示された。

令和元年に有識者・市民公募者等による嬉野市庁舎のあり方検討委員会が設置されたことを受けて、議会でも市庁舎のあり方について検討が必要であることから、嬉野市庁舎検討特別委員会を令和元年6月24日に設置した。委員会の構成は議員全員でとの意見もあったが、調査の日程調整や委員会での円滑な意見集約ができるように、議員間代表での構成とした。

調査概要

執行部から基本構想が示されるまで全国を視野に調査研究を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の蔓延による緊急事態宣言等の発出があり、

県外との交流の制限が課せられたため先進地の調査ができなかった。その間、 嬉野市庁舎のあり方検討委員会の答申を受けて、執行部の庁舎整備方針が提示 されるまで本委員会の開催はしなかった。

令和3年3月26日の議員全員協議会において、嬉野市庁舎のあり方検討委員会の答申を受けて、執行部から庁舎整備方針が示された事により、本委員会を次のとおり開催した。

令和3年4月15日

庁舎整備方針が示されたことから、議論の進め方について協議を行った結果、 執行部から建設スケジュール等の説明を受けることを決定した。

令和3年4月21日

執行部から建設スケジュール及び建設予算についての考え方の説明を受け、 熟考し次回の会議で意見交換を行うことを確認した。

令和3年5月7日

庁舎整備方針で示された「現行の2庁舎体制から行政機能を集約し1庁舎体制への移行」、「新庁舎の場所は現嬉野庁舎周辺の公有地とする」、「現塩田庁舎は、地区住民の利便性を考慮し解体せず利活用する」について、1庁舎体制については異論があったものの、建設スケジュールや本委員会の任期を踏まえ、後戻りの議論はしないことを確認した。

令和3年7月20日

令和2年に完成した神埼市庁舎の視察を行った。調査内容については令和3 年第3回定例会にて報告。

令和3年11月17日

この委員会としての最後の会議を開いた。

そこで、これまでの調査・検討結果を執行部に対する提言として、次のようにまとめた。

委員会の意見

本委員会は市庁舎建設に関して、執行部から庁舎整備方針の説明を受け、委員会として視察も含めて議論をおこなってきた。市内説明会やパブリックコメントもなされているが、市としての基本構想が提案されていない状況下で、本

委員会として基本的な意見にとどめることとなる。建設費については将来の人口減少等を鑑み、嬉野市の財政規模に則した予算執行を求め、市民の利便性を考慮し公共機関の集約も視野に入れた検討を求める。市庁舎建設に関しては様々な意見があるなかで、嬉野庁舎の安全性の早期解消や建設予算措置のスケジュール等について丁寧な説明を行い、市民融和を図りながら歓声が響きあう嬉野市を目指し、なお一層の努力を求める。